

社会福祉法人多摩福社会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をすることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため（目標1～3）、また、女性が能力を発揮し、活躍できる雇用環境の整備を行うため（目標4）、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和5年10月1日～令和10年9月30日までの 5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

- <対策> ● 令和5年10月～産前産後休業や育児休業、育児休業給付、休業中の社会保険料免除など諸制度の周知や情報提供を随時行う。
- 令和5年10月～女性職員だけでなく、男性職員も休暇を取得できるように配慮する。

目標2：両立支援に関連する諸制度が利用しやすい風土作りを推進するとともに、出生時育児休業の内容を含む雇用環境整備に関する措置を講じる。

- <対策> ● 令和5年10月～事業所内での呼びかけなどを通じて、子の看護休暇や短時間勤務など、両立支援に関連する諸制度が利用しやすい柔軟な勤務体制を整える。
- 令和5年10月～「育児休業等に関する相談体制の整備」及び「育児休業等に関する制度及び育児休業取得の促進に関する方針の周知」を行う。

目標3：育児休業等を取得する職員、及び当該業務を代替する職員に対して、業務整理・引継ぎに係る支援を行う。

- <対策> ● 令和5年10月～育児休業等取得者の業務の整理をした上で、代替することとなった職員への引継ぎ、業務見直し等必要な対応を行う。
- 令和5年10月～代替職員の業務増加に伴う負担を軽減するため、育児休業等取得者の業務を休廃止・縮小、効率化・省力化、実施体制の変更等、協力体制を検討する。

目標4：管理職に占める女性労働者の割合を45%以上とする。（令和5年10月医療福祉分野における平均値：42.9%）

- <対策> ● 令和5年10月～法人運営に理解が深い女性職員を中心に、指導者としての能力を開発するとともに、その役割・職責の自覚教育を実施する。
- 令和5年10月～女性職員が永年勤続したいと思える職場環境・体制作りを整える。